

## 社会地質学会地域貢献賞表彰規程

(2024 年 12 月 1 日, 評議員会にて決定)

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会地質学会（以下「本会」という）が認める社会問題に対して多年にわたり貢献し、その業績が特に顕著な個人または団体に対し、その功績を顕彰し、その労苦に報いるとともに、社会地質学の進展に寄与せしめるため必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は次の 2 種とする。

1. 個人に対する表彰
2. 団体に対する表彰

### (表彰の資格)

第 3 条 本会は、通算 10 年以上の活動歴があり、次の各号に該当する者を、本会加入の有無にかかわらず、また、存命・死亡の別なく、表彰の対象とする。

1. 本会が認める問題の解決に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者
2. 本会が認める問題の解決に資する方法の改善又は人材の育成において顕著な又は多大な功績のあった者
3. 本会が認める問題に関する研究及び教育において顕著な又は多大な功績のあった者

### (表彰の除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、本会は、過去においてこの表彰を受けた者をこの規程による表彰の対象外とする。

### (表彰の時期)

第 5 条 表彰の時期及び場所は、原則として、本会総会開催の日、同会場とする。

- 2 前項規定による実施が困難な場合は、別日程によるオンライン表彰も可とする。

### (表彰の内容)

第 6 条 表彰の内容は、次のとおりとする。

1. 個人は、表彰状を授与し、その氏名及び功績を公表する。
2. 団体は、表彰状を授与し、その名称及び功績を公表する。
3. 故人の場合は、表彰状を遺族に送り、追賞する。

### (表彰の推薦)

第 7 条 第 2 条に規定する表彰の推薦を行う場合は、推薦者が本会ホームページから登録情報を入力するものとする。ただし、ホームページを利用できない場合は、推薦書（日本語様式第 1 号または英語様式第 2 号）を作成し、本会事務局に提出するも

のとする。

(受賞者の決定)

第8条 第2条に規定する表彰候補者の授賞は、評議員会で議論し、会長の承認を得て決定するものとする。

2 評議員会は、受賞者名簿を総会にて報告するものとする。

(運営)

第9条 この規程に定めのない事項については、評議員会に諮るものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会で検討し、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、制定の日から施行する。ただし、令和6年6月1日に遡って適用する。

(令和6年12月1日制定)

第2条 この規程の変更は、評議員会の決議の日から施行する。